

再意見書

平成21年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし
小野寺 正

メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

再意見提出者 KDDI株式会社

意見提出者	該当部分(下線は当社)	再意見
株式会社ケイ・オブティコム	○NGNにおけるマルチプレフィックス問題の解決が難航している根本的な問題は、 <u>NTT東西が、NGN等のネットワークとアクセス網を一体的に構築・運用する等、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大していることにあると考えますので、その是非を改めて検討いただくことが必要であると考えます。</u> (p.1)	○左記意見で各社が指摘されているような問題があるため、NTT東・西のNGNの在り方そのものについての議論を深めるべきです。 なお、NTT組織形態の見直しを議論するにあたっては、NTT東・西が構築したNGNの現状を所与の条件とすべきではありません。将来に亘って健全で公正な競争により、お客様に最大の利益をもたらす日本の理想の次世代ネットワークとはどうあるべきかを議論のスタートとすべきであると考えます。
イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社	○大小さまざまなISP 事業者が市場を活性化しユーザ利便性の向上が図られてきた日本のインターネット市場において、IPv6 インターネット接続方式を検討する上での <u>重要な観点は公正競争の確保であり、NTT 東西殿がISP 事業を行うことがないようにセーフティネットを設ける必要がある</u> と考えます。 (p.3)	
NECビッグロブ株式会社	○ところで、日本の昨今の状況では、 <u>アクセス業者は固定接続であるFTTH において寡占の状態に近づいてきている。もし、世界と同等構成の同一事業体で提供されるとなると、事実上一社独占となる。これは、競争の観点上問題で、アクセス業者とISP は分離するのが適切である。</u> (p.2～p.3)	
株式会社新潟通信サービス	○・・・弊社では3月の調査申込においてNTT 東日本に対し「新潟県」にアクセスポイントの設置を要望し、県単位の接地を要望いたしました。 現在NTT 東日本とは協議継続中ではありますが、実際には不可能との回答を得ています。内容としては <u>NGN 網そのものがNTT東西毎に1つのネットワークになっており、県単位のサービスではなく「県を超えた広域サービス」であること</u> に起因していると説明されています。 (p.2)	
EditNet株式会社	○しかし、ネイティブ方式では、 <u>接続するISP が必ず活用業務を利用すること</u> となり、しかも、広域化機能は非指定設備であることから、「第一種指定電気通信設備に接続するために、必ず非指定設備を経由する必要がある」ことになり、 <u>本来のNTT 東西の業務を大きく逸脱すること</u> になります。 (p.3)	
株式会社インターネットイニシアティブ	○その一方で、ネイティブ方式は、コネクティビティとリーチャビリティが分離されているトンネル方式とは違って、リーチャビリティもNTT 東西が提供するモデルとなり、 <u>実質的にはNTT 東西によるIPv6インターネット接続の提供に他ならないこと</u> は、十分に留意が必要です。 (p.2～p.3)	
ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株	○・・・接続約款変更案の認可条件として、 <u>NTT グループ会社がネイティブ接続事業者として接続を行うことが出来ない旨を明記すべき</u> と考えます。 (p.2) ○・・・「インターネット接続サービス契約数」を圧倒的多数保有するNTT グループ会社が、ネイティブ接続事業者として申請したNTT グループ会社3 社に対し接続申込みを行った場合、この3 社が全て選定され、結果として <u>ネイティブ接続事業者の選定3 社枠をNTT グ</u>	○左記意見に賛同致します。 NTTグループ会社がネイティブ接続事業者となることはNTT再編成の趣旨に反し、公正競争上問題があるため禁止すべきと考えます。

<p>株式会社</p>	<p><u>ループ会社に独占されるおそれがあり、公正競争上望ましくありません。</u> 従って、ネイティブ接続事業者の選定枠のうち複数を、同一グループの会社により占めることを明確に禁止する規定を接続約款変更案において、明記すべきです。(p.3)</p>	
<p>イー・アクセス株式会社 /イー・モバイル株式会社</p>	<p>○また、当面3社接続のみに制限されている中で、多くのユーザを抱えるNTT 東西殿の子会社や関連会社が接続事業者枠を占めた場合は公正競争の確保が困難になることが考えられます。そのためNTT 東西殿の子会社や関連会社が接続事業者枠の独占を防止するために<u>接続事業者枠の上限の設定もしくは当面は選定することを許容しない等のルールの設定が必要</u>になると考えます。(p.2)</p>	
<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<p>○さらに、具体的な制度設計を検討される場合においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループの情報通信市場における支配力が一層強固になることを避けるため、<u>NTTグループに属する事業者がネイティブ接続事業者になるべく接続申込みを行うことの禁止</u> ・ NTT東西が保有・認識できるようになる他のISP事業者の顧客情報を、NTT東西自らの営業活動等に用いることを完全に排除するため、<u>厳重なファイアウォールの構築</u> <p>といった措置を講じていただくことが必須であると考えますので、十分考慮いただくよう要望いたします。(p.1)</p>	
<p>社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>	<p>○NTT東西を地域通信の会社と位置づけるNTT法の原則からして、<u>NTT東西の子会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接続事業者となるべきではない</u>と思います。(p.5)</p>	
<p>EditNet株式会社</p>	<p>○いわゆる代表ISP が3 社に制限される以上、公正競争の観点から、<u>NTT 東西と資本・人的関係を有する会社はもちろん、NTT グループの会社が代表ISP となることは禁止されるべき</u>と考えます。(p.3)</p>	
<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<p>○また、このような業務範囲の拡大を、NTT東西自らが志向していることを踏まえると、今回のマルチプレフィックス問題の解決にあつては、利用者はもちろんのこと、他の通信事業者に負担を強いるのではなく、<u>NTT東西の責任と負担で対処することが基本</u>であると考えます。(p.1)</p>	<p>○左記意見に賛同致します。 マルチプレフィックス問題はNTT東・西が惹き起こした問題であり、問題の解消に係る費用等は全てNTT東・西が負担すべきであると考えます。</p>

<p>社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会</p>	<p>○そもそもIPv6 プロトコルは、グローバル接続を前提としており、NAT の想定がされていないIPv6 アドレスを閉域網であるNGN に採用することに問題があり、それによって引き起こされるマルチプレフィクス等の問題をユーザーやISP が負担して解決しなければいけないと言うことが問題であり、この問題の責任の所在を明確にする必要があるのではないのでしょうか。(p.1)</p>	
<p>EditNet株式会社</p>	<p>○ネイティブ方式では、いわゆる「<u>網内折返し</u>」が提供されることとされています。 この問題については、<u>NGN のマーケットシェア次第では、実質的にNTT 東西がISP の機能を提供してしまうことの問題、ISP を通らずに通信が完結する問題</u>が考えられます。(p.4)</p>	<p>○左記意見に賛同致します。 網内折返し機能を利用したNTT東・西サービスは現時点で存在しないものであり、まだ活用業務の認可申請すらされていない段階です。今回の接続約款の変更認可申請においては、当該サービスの提供を認めるべきではなく、ネイティブ接続をNTT東・西は利用できないことを接続約款に明記すべきです。</p>
<p>株式会社電算</p>	<p>○ネイティブ接続機能の網改造料説明にて、「ネイティブ接続機能は、NTT 東西が、<u>網内折返し機能</u>として利用し閉域網内サービスを提供することが可能である」とされ、このサービスによる費用分担を申し出ているが、<u>現時点ではサービス提供の可能性が不透明であり費用分担の考えに含めるべきではない。</u> NTT 東西が架空のサービスにて費用分担を宣言することで不当にネイティブ方式の費用的な優位性を高めていると判断できる。 また、この閉域網内サービスは個別に活用業務認可申請が必要であると考えられるため、本申請に含まれていることそのものが問題である。(p.2)</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>○ネイティブ接続事業者の選定はNTT 東西殿により行われることになっていますが、選定結果の外部検証性が担保されておらず、<u>透明性に問題</u>があります。<u>選定については利害関係のない第三者等</u>により行うべきと考えます。(p.3)</p>	<p>○左記意見に賛同致します。 NTT東・西がネイティブ接続事業者を選定することは手続きの透明性・公正性等が担保されないため、NTT東・西以外の第三者により行われるべきと考えます。</p>
<p>イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社</p>	<p>○ネイティブ接続事業者の選定手続きにおいては、選定結果は開示されるものの<u>手続プロセスはNTT 東西殿内に閉じられたもの</u>となっており、<u>手続の適正性及び透明性の確保が不十分</u>であると考えます。<u>適正な選定手続を確保するためには、NTT 東西殿以外の第三者による選定作業が必要</u>であると考えます。(p.2)</p>	
<p>社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>	<p>○ネイティブ接続事業者の選定をNTT東西が行なうことについては、<u>透明性、公正性の点で問題がある</u>と考えます。選定は、もし行なわなければならないとするならば、<u>NTT東西ではなく、第三者により行なわれなければならない</u>と考えます。(p.5)</p>	

EditNet株式会社	<p>○選定過程についても単にNTT 東西が提出資料を基に選定するとされるだけで、各社の状況等は(申し込みをした事業者でさえも)開示できることになっておらず、<u>およそ厳正な選定が担保されるとはいいがたい状況</u>です。(p.3)</p>	
社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会	<p>○これほど公正競争上の大きな問題を引き起こす可能性のある方式を認可されるのであれば、かなりの制約をNTT 東西会社及び代表ISP に課さなければならないことは明確だと思います。場合によっては業務停止命令ではなく市場退出でなければ、実質この3 社に日本のインターネットが収斂してしまうのは火を見るよりも明らかだと考えられます。</p> <p>まず、不当な取り扱いをISP に対して行わないことですが、過去、特に地域の小さなISP は、ユーザがダイヤルアップ接続からADSL 接続に切り替える際、<u>NTT東西会社の工事連絡でユーザに対して他社ISP を強く勧められ、多くのユーザを失いました。</u>よって、「<u>不当な取り扱いをしない</u>」といった程度の文言で信用することは出来ません。ましてやこのネイティブ方式を採用した際、NTT 東西会社と代表ISP 双方にユーザ情報を提供しなければならず、このユーザ情報の流出あるいは他の目的への転用など、法的に縛られているとはいえ、一度渡してしまったものはエントロピーの法則宜しく負の効果以外で返ってくるのが現実です。</p> <p>今の世界に、自分のユーザ情報を競争相手に提供しなければ出来ないような事業、業界が存在するでしょうか？また、現状の預託金についても中小ISP には不当と思われる預託金請求がかなり発生しており、この点においても中小ISP はいじめられてきた経験があるため<u>NTT 東西会社を信用することは出来ません。</u>(p.2～3)</p>	<p>○ネイティブ接続事業者に対し公正競争確保の観点から不当な差別的取扱いの禁止等の責務を課すことは必要であると考えますが、一般に、競争関係にある電気通信事業者間で、一方が他方を監督するという仕組みは成り立たないため、行政当局が責任を持ってネイティブ接続事業者を監督すべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東・西は、自身の活動についての適法性を競争セーフガード制度等により常に監督されており、しかも制度運用開始から2年連続して行政指導を受けていること等から考えれば、とても公正競争確保の観点から他社への責務を定めるような立場にはありません。左記意見からも、ISP各社のNTT東・西に対する根深い不信感が伺えます。</p> <p>さらに、あつてはならないことですが、万が一NTTグループ会社がネイティブ接続事業者となった場合には、NTT東・西の中立性が担保されないことは明らかです。</p> <p>○従って、ネイティブ接続事業者に対する責務については、電気通信事業法第29条(事業の改善命令)に則った運用がなされているかを行政当局が責任を持って監督することが適当であり、接続約款の変更(案)における第50条の4(ネイティブ接続に係る責務)及び関連する規定を削除し、総務省令等の接続約款以外の適切な場において同様の規定をすべきと考えます</p>
有限会社ナインレイヤーズ	<p>○今回、NGN の事業者であるNTT 地域会社が、意見のとりまとめを実質上行っていました。</p> <p>NTT 地域会社の御担当者には、御所属の枠を越えて、日本のインターネットの将来の在り方も含めて議論する場としてお考えの高尚な志の方もいらっしゃいました。</p> <p>しかしながら、<u>今回のような利害関係の対立するケースで、新方式を推進する側が意見をとりまとめるのでは合意形成が困難であり、根本的に無理なやり方だった</u>と考えます。</p> <p>通信事業においても、建築土木や町づくり等の分野で応用されている、Consensus Building や、Public Involvement と呼ばれる合意形成の考え方を応用することの検討を勧めます。(p.4)</p>	<p>○左記意見に賛同致します。</p> <p>ボトルネック設備を持つが故に優位な立場にあるNTT東・西とISPとの民-民の協議に委ね、問題の解決を図ろうとすることには無理があります。</p> <p>左記意見で提案されているような合意形成の考え方を検討することは有効であると考えます。</p>

株式会社インターネットイニシアティブ	○・・・Bフレッツ、フレッツ光プレミアム、フレッツADSLなど、 <u>地域IP網を利用した既存のフレッツサービスについてのIPv6対応のロードマップ</u> は明らかにされていません。(p.3)	○左記意見のとおり、NTT東・西は地域IP網のIPv6対応や、電話網を含む既存網の移行計画を早急に公表すべきです。
--------------------	--	---

以上